

## 契 約 締 結 時 の 書 面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定により、  
お客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

**この書面をよくお読み下さい。**

住 所：★★★★★★★★ ★★★★★★  
商号又は氏名：★★ ★★ 様

商 号：株式会社 たまるアセットマネジメント  
所在地：〒103-0024  
東京都中央区日本橋小舟町6-3 日本橋山大ビル1階  
電話：03-6821-8817 FAX：03-6231-1718

商品名：ゴールド会員  
契約年月日：2019年★月★日  
契約期間：2019年★月★日～2020年★月★日

### 助言内容

- 個別株に関する投資助言として毎月5～10銘柄を紹介（ただし、相場状況によっては、銘柄をご紹介出来ない週もあります）。ご紹介した銘柄の買付日と買値・売値をメール、FAXでご提示致します。
- 相場情報のメール配信。（デイリー・ウィークリー・マンスリーレポート）
- 田丸好江ほか投資助言者による投資相談。

※投資助言契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。提供される情報は、投資判断の提供を唯一の目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成及び提供されたものではありません。

※当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

※分析者・投資判断者・助言者：田丸 好江(江部 好江)、島村 秀男、酒井 宏、和田 正昭

### 契約期間

1年

### 会費

324,000円(税込) 田丸好江による銘柄診断は別途1銘柄につき10,800円  
※特にその他費用は発生しません。

### その他

会員への助言内容及び方法並びにその回数については、原則として上記の方法によるものとしませんが、運用方針・運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、当社は会員との協議により上記と異なる方法をとる場合があります。

### **反社会的勢力の排除**

当社は、会員又は会員の役員等（会員の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わずこれらのものと同等以上の支配力を有する者をいいます）が次の各号の一つに該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することが出来るものとします。この場合、当社がすでに受け取った会費は返還を要せず、会員に損害が生じても当社がこれを賠償ないし補償することは要しないものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、当社又は当社との関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

### **顧客の債権の優先弁済権**

当社と投資助言契約を締結しているお客様は、その投資助言契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

### **○クーリング・オフの適用**

この投資助言契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いはこちらのとおりです。

#### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資助言契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、全額返金させて頂き契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

#### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除出来ます。契約解除の場合は、契約期間毎に下記の要領で、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。解除までの期間が6ヶ月に満たない時は、6ヶ月の報酬額を頂きます。6ヶ月を超過している場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。ただし、月払いの契約に関しては、書面による意思表示のあった月の翌月までの会費をお支払い頂きます。

### **当社への連絡方法**

以下の電話番号又はE-mailにてご連絡下さい。

電話番号：03-6821-8817 E-mail：info@tamaru-am.co.jp

### ○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、如何なる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと